

8 青森県福祉サービス第三者評価推進委員会文書取扱要綱

(趣旨)

第1条 青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）における文書の收受、処理、保管、保存、廃棄等の取扱いに関しては、青森県文書取扱規程（平成25年9月27日青森県訓令第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(文書の取扱い)

第2条 事務は、文書により処理をすることを原則とする。

2 文書は、正確かつ迅速に取り扱い、常に処理結果を明らかにし、事務が円滑かつ適性に行われるようにしなければならない。

(職印等の種類及び規格)

第3条 推進委員会の文書の施行に当たっては、推進委員会委員長の職印及び推進委員会の機関印（以下「職印等」という。）の2種類を用いることとし、そのひな型及び寸法は、別表のとおりとする。

(職印等の管理者)

第4条 職印等の管理者は、青森県健康医療福祉部健康医療福祉政策課地域福祉推進グループマネージャーとする。

(管理の方法等)

第5条 職印等は、堅牢な容器に納め、錠を施し、一定の場所に置き、その取扱いは厳正を期さなければならない。

2 職印等は、管理者の承認を得た場合のほか、前項の場所以外に持ちだしてはならない。

(職印等の調製、改刻及び廃止)

第6条 職印等の調整、改刻及び廃止は、青森県健康医療福祉部健康医療福祉政策課において行うものとする。

(文書の記号)

第7条 施行する文書に付する文書記号は、「青評委」とする。

(施行事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、推進委員会委員長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。